育児休暇中・休職中の受講生の転職前給与明細等について
（受講終了時点）

転職前給与明細は、原則として「本事業に登録した日から転職先への入社日までのいずれかの時点の給与明細の写し」のご提出が必要です。
受講終了時点で育児休暇中・休職中の受講生につきましては、必要書類が異なる場合がありますので、下記をご覧いただき、必要書類をご提出いただきますようお願い申し上げます。

1️⃣受講終了時点で育児休暇中の場合

①契約後、受講終了までの間に育休となり、契約後の「総支給額が満額」の給与明　細が出ている場合

契約日より後の日付で発行された、育休前の給与明細が必要です。

大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出をお　願いいたします。

「育休通知書等の書類」は不要です。

②契約日から受講終了時点まで、継続して全期間が育休の場合

A. 契約時に「育児休暇前の満額の給与明細」・「契約日から受講終了時点までが継続して育休である旨の育休通知書等」の書類の両方を提出いただいた場合、提出いただくものはございません。

 ただし、結果的に転職が職場復帰の後となり、現在の職場から復帰後の給与明細が出る場合には、その明細が必要となりますので、保管をお願いいたします。

B. 契約時に「育児休暇前の満額の給与明細」のみを提出いただいた場合は、今回ご案内したフォームでの給与明細の提出は不要です。

 「契約日から受講終了時点までが継続して育休である旨の育休通知書等」の書類（育児休業給付金支給決定通知書でも可）のご提出は別途必要となります。

 大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出をお願いいたします。

C. 契約時に、「育児休暇前の満額の給与明細」・「育休通知書等の書類」の両方をご提出いただいていない場合には、「育児休暇前の満額の給与明細」と、「契約日から受講終了時点までが継続して育休である旨の育休通知書等」の書類（育児休業給付金支給決定通知書でも可）」両方のご提出が必要です。

 大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出をお願いいたします。

③契約日から受講終了時点まで継続して育休中で、今後、転職の前に職場復帰とな り、現在の職場から給与明細が出る場合

②の「休職前の満額の給与明細」・「休職通知書等の書類」の両方をご提出いただいた 場合も、今後、結果的に転職の前に職場復帰となり、現在の職場から給与明細が出る場 合には、「復帰後の給与明細」を後日提出いただくこととなります。

復帰後の給与明細の保管をお願いいたします。

④契約日から受講終了時点まで継続して育休中で、なおかつ契約日以前にも育休や 休職を続けて取得している場合

「育児休暇前の満額の給与明細」と、「育児休暇前の満額の給与明細の発行日から受講終了時点までが継続して育休である旨の育休通知書等」の書類（育児休業給付金支給決 定通知書でも可）」両方のご提出が必要です。

育児休暇や休職を続けて取得していた場合は、すべての期間における「休職通知書等の書類」についてご提出をお願いいたします。

2️⃣受講終了時点で休職中の場合

①契約後、受講終了までの間に休職となり、契約後の「総支給額が満額」の給与明 細が出ている場合

契約日より後の日付で発行された、休職前の給与明細が必要です。

大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出を お願いいたします。

「休職通知書等の書類」は不要です。

②契約日から受講終了時点まで、継続して全期間が休職の場合

A. 契約時に「休職前の満額の給与明細」・「契約日から受講終了時点までが継続して休職である旨の休職通知書等」の書類の両方を提出いただいた場合、提出いただくものはございません。

 ただし、結果的に転職が職場復帰の後となり、現在の職場から復帰後の給与明細 が出る場合には、その明細が必要となりますので、保管をお願いいたします。

B. 契約時に「休職前の満額の給与明細」のみを提出いただいた場合は、今回ご案内したフォームでの給与明細の提出は不要です。

 勤務先から発行された「契約日から受講終了時点までが継続して休職である旨の休職通知書等」の書類のご提出は別途必要となります（傷病手当金支給決定通知書は不可となります）。

 大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出をお願いいたします。

C. 契約時に、「休職前の満額の給与明細」・「休職通知書等の書類」の両方をご提出いただいていない場合には、「休職前の満額の給与明細」と、勤務先から発行された「契約日から受講終了時点までが継続して休職である旨の休職通知書等」の書類（傷病手当金支給決定通知書は不可）の両方のご提出が必要です。

大変お手数ですが、卒業報告フォーム内の「給与明細等提出フォーム」でのご提出　　をお願いいたします。

③契約日から受講終了時点まで継続して休職中で、今後、転職の前に職場復帰となり、現在の職場から給与明細が出る場合

②の「休職前の満額の給与明細」・「休職通知書等の書類」の両方をご提出いただ　いた場合も、今後、結果的に転職の前に職場復帰となり、現在の職場から給与明細が出る場合には、「復帰後の給与明細」を後日提出いただくこととなります。
復帰後の給与明細の保管をお願いいたします。

④契約日から受講終了時点まで継続して休職中で、なおかつ契約日以前にも休職を　続けて取得している場合

「休職前の満額の給与明細」と、「休職前の満額の給与明細の発行日から受講終了時点までが継続して休職である旨の休職通知書等」の書類（育児休業給付金支給決定通知書　でも可）」両方のご提出が必要です。

休職を続けて取得していた場合は、すべての期間における「休職通知書等の書類」につ　いてご提出をお願いいたします。

以上